

議案第80号

平成24年度北名古屋市土地取得特別会計予算について

平成24年度北名古屋市土地取得特別会計予算について議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

## 平成24年度北名古屋市土地取得特別会計予算

平成24年度北名古屋市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ452,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年12月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		100
	1 一般会計繰入金	100
2 市債		452,000
	1 市債	452,000
歳入合計		452,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共用地取得費		452,100
	1 公共用地取得費	452,100
歳出合計		452,100

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得等事業	千円 452,000	普通貸借 又 証 券 発 行	2.5% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金、地方 公共団体 金融機構 資金及び 銀行資金 等引受資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合 計	452,000			